平成２３年（フ）第３８４号
沖縄県那覇市字上間200番地１大栄アパートＡ―302
債務者　安里　美佳（旧姓座波）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１４８号
青森県八戸市湊高台５丁目23番12号　ユートピア久保２―103号室、前住所青森県八戸市大字湊町字ホロキ長根31番地
債務者　尾﨑　達也
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
青森県八戸市湊高台５丁目23番12号　ユートピア久保２―103号室、前住所青森県八戸市大字湊町字ホロキ長根31番地
債務者　尾﨑真由美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
横浜市青葉区奈良町2913番地　奈良北団地７棟207号
債務者　細田　ヒサ
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５７号
秋田市新屋日吉町43番２―302号
債務者　作左部香織
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５８号
秋田県男鹿市船越字船越250番地
債務者　渡部　勝則
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６号
千葉県館山市上真倉2296番地の２　真倉住宅１棟202号
債務者　杉浦　秀城
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第２１９号
長野市大字富竹665番地８　５号室
債務者　西　美由紀
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８８号
長野県諏訪市小和田18番５号
債務者　林　　伸司
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第６０号
長野県下伊那郡喬木村15873番地３
債務者　渡辺　雅子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第９８１号
京都市伏見区石田森南町34番地　住宅公団醍醐石田団地19―304
債務者　齊藤　一男
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１８号
京都市右京区嵯峨甲塚町８番地112
債務者　杉原　大輔
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９９号
京都府城陽市久世北垣内60番地の６　植杉文化206号
債務者　清水　健次
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４０号
京都府長岡京市長岡２丁目３番14号　西陵ロイヤルビル105
債務者　辻村　虎雄
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４１号
京都府長岡京市長岡２丁目３番14号　西陵ロイヤルビル105
債務者　辻村　友子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５６号
京都府向日市上植野町堂ノ前５番地の３　イトーピア向日Ａ―607、前住所京都府向日市上植野町持丸２番地の31
債務者　前田　常治
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５７号
京都府向日市上植野町堂ノ前５番地の３　イトーピア向日Ａ―607、前住所京都府向日市上植野町持丸２番地の31
債務者　前田　奈月
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係